

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、203*年という近未来を想定した架空の事例である。なお、読みやすさ、引用のしやすさのために、以下の事例に番号を添えているが、本問の事例は、全体で一つである。

- ① 日々進化を続けている人工知能（AI）は、ますます企業の効率化や新製品の導入に役立ってきている。他方で、国民各人は、これまでのように努力して学習し、有能な労働力を身に着けただけでは、安定・安心して生活できるだけの定職を得ることは出来にくくなってきた。
- ② こうした時代の変化のなか、私立大学A大学では、これからの学生を大幅に進展させなければならぬとの理解が、教員や学生・保護者などで共有されてきている。こうしたA大学全体の気運は、同大学の研究機関として名高い「人工知能研究所」（AI研とも呼ばれる）の研究テーマにも影響を与え始めた。研究所のホームページには、同所長の談話として、以下の③～⑤のような記述がなされている。
- ③ 「AIの進歩だけでは、人間社会がいろんな意味で停滞してしまいかねません。これから社会を担う若者らが、AIと仕事上も人間的にもうまく共存してゆくためには、A大学をはじめとして大学教育のあり方も変えていくべきだし、そのためには、大学入学試験自体もこれまでの暗記中心の努力目標から、受験生の思考力を問いただす方向へと、抜本的に改めなければいけないだろうと、AI研のみならずA大学全体の責任者として、私は確信していますよ。」
- ④ 「受験生の受験勉強の指導は、もちろんAIにやってもらいます。AIはほぼ何でも解答してくれますから、受験生は、まずAIに何かの問いかけを、文章で行うことが、受験生の責務であり、彼らの問いかけの内容や方法が、得点の対象となるわけです。AIはすぐに解答しますが、AIの解答に対して、さらに細かい問いかけや高度な問いかけの提示を、受験生自身の役割として行わなければなりません。つまり、問題文の設定の細分化や高度化こそが、受験生の役割であり、ここで試されるのが受験生の思考力です。」
- ⑤ 「入試の採点も、一人ずつの受験生とその点の実力で判定するつもりです。もちろん、なお模索中の研究段階ですから、実験的に行って試行錯誤する必要はあるのですが、こうした新しい動き自体が、受験生の将来にも大いにプラスになるように思います。」
- ⑥ 受験制度の抜本的な変化に向けたAI研の具体的な動きとしては、次のとおりである。今年の10月に、A大学の学内施設を利用して、同大学に推薦枠を有している全国の高校（いわゆる「指定校」）から、150名あまりの優秀な高校3年生らを招集し、最新の入試問題に相当する模擬問題に解答してもらう。
- ⑦ 問題文の内容としては、高校生の思考力を問いただす方向で、これまでになかった大学受験方法を、AIによって実験的に行なう。この実験的な行為の成果により高得点を得た生徒に対しては、今年11月のA大学の推薦入試での合格が可能になるように決められている。
- ⑧ 以上のAI研による判定方法は、従来の大学や受験予備校が支持してきた高得点とは異なるものである。このような大学研究機関による新しい入試制度の開発は、これまでの受験産業をやがては衰退させる方法を産んでしまうであろうと、強い危機感を抱いた大手予備校であるB予備校は、当日はA大学の出入り口に予備校講師らを並ばせ、「この研究開発は高校生の健全な受験教育を破壊する、とんでもない危険な研究開発なので、それに協力した生徒らについて、受験予備校として支持するわけにはいかない。」という代表役員の叫び声を動画に収め、後日、予備校のインターネット授業の冒頭に載せることを計画した。
- ⑨ その動画には、当日退出する「指定校」の高校生らの姿も、顔はぼやけさせているものの、知人や近隣住民らには特定されてしまうであろう程度の画像によって、同時に映す予定だと言われている。
- ⑩ こうしたB予備校の対応に驚いたA大学では、学内の関係教員や同学の卒業生である弁護士らの間で、憲法論としていろいろ議論をし始めた。

- ⑪ 模擬問題の解答に参加してくれる「指定校」の高校生らの学習権やプライバシー権、そしてA大学のAI研究をめぐる学問の自由など、憲法論として捉えた場合の論点は多岐にわたるというのが、同大学の憲法教員の説明であった。
- ⑫ なお、私人間の関係においても、憲法上の人権の侵害が一定程度成り立ちうることについても、憲法教員から説明があり、この点は当然のこととされている。

問1 本問の事案において、憲法論としては、上記問題文⑪にいうところの「指定校」の高校生らの学習権およびプライバシー権は、B予備校の対応によって、侵害されようとしていることになるか。なお、私人間の関係においても、憲法上の人権の侵害が一定程度成り立ちうることについては、当然に前提としたうえで解答せよ。(40点/80点満点)

問2 本問の事案において、憲法論としては、A大学のAI研究をめぐる学問の自由は、B予備校の対応によって、侵害されようとしていることになるか。なお、私人間の関係においても、憲法上の人権の侵害が一定程度成り立ちうることについては、当然に前提としたうえで解答せよ。(40点/80点満点)

以上

【刑法】

次の【事例】における甲および乙の罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。(ただし、特別法違反の点は除く。)

【事例】

- 1 甲は、弟の乙が甲の居室を訪れ、就職について相談されたことから、某日午後7時ごろ、居室から知り合いのAに電話して弟のために就職の面倒をみてくれないかと依頼したものの、Aに拒絶されたうえ、甲のみならず乙に対しても侮辱的な言葉を浴びせられて憤激し、「お前は、いつも偉そうなことばかり言って俺たちをばかにする。今度こそ決着をつけるから、首を洗って待っている。」と大声で告げて電話を切った。甲は、以前からAの高圧的な態度に不快感を抱いていたこともあり、この際、Aを殺すことになってもやむをえないと決意して、台所の流し台の棚の上にあった包丁(刃体の長さ約15センチメートル)に新聞紙を巻き付けて上着のポケットに入れ、乙に同行を促した。乙は、甲とAとのけんかにかまきこまれるのは嫌だと言って、同行を渋ったが、甲が「お前のことなんだぞ」などと乙を強く説得したため、乙はしかたなく甲に同行することを承諾した。ただし、乙は、甲がAを殺すかもしれないなどとは思っていなかった。
- 2 同日午後8時ごろ、甲および乙がA宅の玄関に到着し、甲がAを呼んだが、Aが出てこない。甲は、裏口に回り、乙は、玄関先で待っていた。ところが、玄関から出てきたAは、そこで待っていた乙を甲と取り違え、いきなり乙に鉄棒で殴り掛かってきた。そこで、乙は、Aの攻撃を防ぐため、玄関先にあったコンクリート片をAに向かって投げた。そのコンクリート片はAの顔に当たり、Aに顔面擦過傷を負わせ、さらに、Aの背後から出てきたAの妻Bの頭にも当たり、Bは、頭部打撲傷を負ってその場に倒れた。なお、コンクリート片を投げたとき、乙はBがいることを認識していなかった。
- 3 甲は、A宅裏口のかぎの掛かっている扉を開けて中をのぞくと、付近の棚に現金5万円ほかの入った財布を見つけ、腹いせにこれももらっておこうと思ってズボンのポケットに入れた。その後、玄関の方が騒がしいので急いでA宅玄関先に戻ると、Bが倒れており、Aも顔から血を流しながら電話で救急車の出動を要請しているのを見て、たいへんなことになったと驚き、乙を促して、2人で、そのまま現場から逃走した。

以上